

**国設藤前干潟鳥獣保護区**

**藤前干潟特別保護地区**

**指定計画書（案）**

**平成14年 月 日**

**環境省**

## 1 特別保護地区の名称

藤前干潟特別保護地区

## 2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団渡来地の保護区

## 3 特別保護地区の区域

藤前干潟鳥獣保護区のうち、愛知県名古屋市港区南陽町大字藤高新田所在新川右岸河口を起点とし、同所から庄内川左岸堤防上の点（北緯 35 度 5 分 0.8 秒，東経 136 度 50 分 49.9 秒）を結ぶ直線を東進し同堤防から沖合 50 メートルの点に至り，同所から同堤防から沖合 50 メートルを南進し同堤防南端から沖合 50 メートルの点に至り，同所から汐止ふ頭西側護岸から沖合 50 メートルを南進し同ふ頭南端から沖合 50 メートルの点に至り，同所から空見ふ頭西側護岸から沖合 50 メートルを南進し同護岸上の点（北緯 35 度 3 分 51.7 秒，東経 136 度 50 分 45.7 秒）と海部郡飛島村金岡所在木場金岡ふ頭の北東端を結ぶ直線との交点に至り，同所から同直線を 726 メートル西進し海上の点（北緯 35 度 3 分 52.0 秒，東経 136 度 50 分 14.9 秒）に至り，同所から木場金岡ふ頭北側泊地北端（北緯 35 度 4 分 10.4 秒，東経 136 度 49 分 32.9 秒）を結ぶ直線を 1,206 メートル北西に進み同所に至り，同所から同所と藤前海岸堤防上の名古屋市港区藤前二丁目と同三丁目の境界点を結ぶ直線を 686 メートル北東に進み海上の点（北緯 35 度 4 分 30.3 秒，東経 136 度 49 分 45.0 秒）に至り，同所から同所と藤前海岸堤防上の点（北緯 35 度 4 分 57.1 秒，東経 136 度 49 分 47.9 秒）を結ぶ直線を北進し同所に至り，同所から同堤防を東進して起点に至る線に囲まれた区域

## 4 指定理由

当該地域には、本鳥獣保護区に存在する干潟の大部分が存在し、ゴカイ、アナジャコ等の底生生物が豊富に生息していることから、シギ・チドリ類をはじめとする渡り鳥の重要な採餌場所となっている。渡り鳥の出現数も当該地域に集中しており、伊勢湾奥部の中核的な生息区域となっている。

こうしたことから、渡り鳥の保護を図る上で、当該地域の生息環境を保全する必要があることから、特別保護地区に指定するものである。

## 5 指定する特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 323 ヘクタール

内訳

### ア 形態別内訳

水面(干潟, ヨシ原, 砂州, 堤防敷等を含む。)	323 ヘクタール
---------------------------	-----------

### イ 所有者別内訳

国 有 地	0 ヘクタール	
地方公共団体有地	市 有 地	118 ヘクタール
私 有 地 等	2 ヘクタール	
公 有 水 面	203 ヘクタール	

### ウ 他法令による規制区域

河川法の規定による河川区域	134 ヘクタール
港湾法の規定による港湾区域	323 ヘクタール
海岸保全法の規定による海岸保全区域	9 ヘクタール

## 6 特別保護地区の存続期間

平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

## 7 指定区域における鳥獣の生息状況

### (1) 当該地域の概況

#### ア 特別保護地区の位置

愛知県名古屋市及び海部郡飛島村の伊勢湾最奥部に当たる庄内川，新川，日光川の河口干潟域に位置する。

#### イ 地形・地質等

庄内川，新川，日光川の3河川が合流する河口部となっており，潮の干満の差が大きく，干潮時には各河口に大規模な干潟が現れる。

この干潟の標高は，名古屋港基準面+0.7メートル以上の面積が多い庄内川河口干潟から同+0.7メートル以下の面積が多い藤前干潟まで場所によって高低差が大きく，地質は，砂質からシルト質まで場所によって差異がある。

水質は，海水又は汽水で，夏期等において貧酸素水塊による影響を受けることがたまにあるものの，環境基本法の環境基準は満たしている。

#### ウ 植物相の概要

名古屋港基準面+0.7メートル以上の箇所のうち，常時干出しているところには，ヨシ群落，ヨシ・マコモ群落，アイアシ群落が見られる。

海中に藻場の存在は確認されていない。

#### エ 動物相の概要

鳥類は，シギ・チドリ類及びガンカモ類等の渡り鳥が中継・休息地として利用しているほか，ハヤブサ等の猛禽類も生息している。

干潟には，マキガイ綱，ニマイガイ綱，ゴカイ綱，甲殻綱に属する13種の底生生物が多数生息している。

### (2) 生息する鳥獣類

鳥獣保護区に同じ。

### (3) 当該地域の農林水産物の被害状況

#### ア 被害の報告

当該地域は，水面のみであり農林業への被害はない。

また，当該水面は漁業権が設定されていないため水産業への被害はない。

なお，当該地域周辺の市町村においては，カルガモ等による農業被害及びカラス等による生活被害の報告があるほか，カワウ，サギ等による内水面養殖漁業への被害がみられる。

#### イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域における有害鳥獣駆除の実績はない。

なお，当該地域周辺の市町村においては，ドバト，カルガモ，コサギ，カラス等について有害鳥獣駆除が実施されている。

## 8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該特別保護地区内に，鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することにより被害を受けた者に対して，通常生ずる損失を補償する。

## 9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

特別保護地区用制札，案内板，補助板等の設置を行う。